

## 神石高原町定住促進住宅用地の分譲に関する条例施行規則

平成22年3月30日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、神石高原町定住促進住宅用地の分譲に関する条例(平成22年町条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分譲申請)

第2条 条例第4条の規定により定住促進住宅用地(以下「住宅用地」という。)の分譲を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神石高原町定住促進住宅用地分譲申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項に該当する者にあつては申請者及び申請者と同居する親族の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書、条例第4条第2項に該当する者にあつては建築士事務所登録証明書の写し
- (2) 住宅建築及び資金計画書(様式第2号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(分譲の決定通知)

第3条 条例第6条第2項の規定による住宅用地の分譲に関する決定の通知は、神石高原町定住促進住宅用地譲渡決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(分譲の手続)

第4条 申請者は、条例第7条第1項の規定により契約を締結するときは、次に掲げる証明書又は書類を提示しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認証明書(運転免許証又は健康保険証等)
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- (工事着手及び完成の報告)

第5条 住宅用地の分譲を受けた者(以下「譲受者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書を速やかに町に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築工事に着手した時 工事着手報告書(様式第4号)
- (2) 前号の住宅が完成した時 工事完成報告書(様式第5号)

(実地調査等)

第6条 町長は、住宅用地の保全上必要があると認めるときは、町長の指定する者に当該住宅用地に関し必要な事項の調査をさせ、又は譲受者に対して資料の提出を求めることができる。

(買戻し又は契約の解除)

第7条 町長は、条例第12条の規定により住宅用地を買い戻し、又は契約を解除したときは、譲受者が既に支払った売買代金を返還し、譲受者は、直ちに自己の責任と負担において住宅用地を原状に回復し、町に返還しなければならない。この場合において、町長が譲受者に返還する金額には利息を付さないとともに、譲受者が負担したこの契約に関する一切の費用を返還しないものとする。ただし、金融機関の住宅ローンによる抵当権設定がある場合には、町長と当該金融機関の協議により決定するものとする。

2 譲受者は、前項の規定により住宅用地を町長に返還する場合は、所有権移転登記に要するすべての費用を負担しなければならない。

3 町長は、譲受者が第1項の規定による原状回復をしない場合は、譲受者の負担において、町長又は町の指定する第三者にこれを原状回復させることができるものとし、譲受者は、その費用を町長の請求により支払わなければならない。

4 条例第12条の規定により住宅用地を買い戻し、又は契約を解除したことにより譲受者又は第三者に損害が生じても、町はその責めに任じないものとする。

5 条例第12条の規定による買戻しの特約についての登記は、条例第10条第1項の規定による所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要するすべての費用は、譲受者の負担とする。

6 買戻し期間満了後の買戻し抹消登記に要するすべての費用は、譲受者の負担とする。

(分譲価格)

第8条 条例第9条第1項の分譲価格は次表のとおりとする。

区画番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	分譲価格(円)
1	神石高原町井関	440.19	2,670,000
2	神石高原町井関	346.01	2,100,000
3	神石高原町井関	352.46	2,140,000
4	神石高原町井関	361.73	2,410,000
5	神石高原町井関	431.51	2,870,000
6	神石高原町井関	776.20	5,170,000
7	神石高原町井関	813.91	5,690,000
8	神石高原町井関	1103.50	7,720,000
9	神石高原町井関	903.19	5,710,000
10	神石高原町井関	849.06	5,940,000
11	神石高原町井関	889.40	6,220,000

12	神石高原町井関	1017.37	7,110,000
13	神石高原町井関	579.81	4,200,000
14	神石高原町井関	907.53	6,870,000
15	神石高原町井関	693.96	3,580,000
16	神石高原町井関	340.32	2,660,000
17	神石高原町井関	425.83	3,330,000
18	神石高原町井関	399.74	2,290,000
19	神石高原町井関	309.92	1,780,000
20	神石高原町井関	496.28	3,880,000
21	神石高原町井関	761.32	6,650,000
22	神石高原町井関	726.08	6,350,000
23	神石高原町井関	654.94	5,720,000
24	神石高原町井関	781.29	6,830,000
25	神石高原町井関	518.33	3,450,000
26	神石高原町井関	581.97	4,210,000
27	神石高原町井関	702.59	4,680,000
28	神石高原町井関	485.69	2,060,000
29	神石高原町井関	560.72	2,380,000
30	神石高原町井関	546.21	2,320,000
31	神石高原町井関	431.64	1,580,000
32	神石高原町井関	596.09	1,780,000
33	神石高原町井関	673.67	4,480,000
34	神石高原町井関	502.31	3,930,000
35	神石高原町井関	282.66	1,970,000
36	神石高原町井関	465.64	2,520,000
37	神石高原町井関	404.98	1,950,000
38	神石高原町井関	816.22	3,940,000
39	神石高原町井関	322.59	1,740,000
40	神石高原町井関	389.68	1,880,000
41	神石高原町井関	394.59	1,900,000
42	神石高原町井関	331.68	1,710,000
43	神石高原町井関	312.06	1,400,000
44	神石高原町井関	433.98	1,840,000
45	神石高原町井関	437.37	1,850,000
46	神石高原町井関	399.24	1,790,000

47	神石高原町井関	138.20	840,000
48	神石高原町井関	166.80	950,000
49	神石高原町井関	203.61	910,000
50	神石高原町井関	435.15	2,890,000
51	神石高原町井関	364.01	1,870,000
52	神石高原町井関	283.10	1,980,000
53	神石高原町井関	227.53	890,000
54	神石高原町井関	360.34	2,820,000
55	神石高原町井関	314.82	1,520,000
56	神石高原町井関	265.05	2,070,000
57	神石高原町井関	513.45	4,360,000
58	神石高原町井関	671.44	5,870,000
59	神石高原町井関	654.67	5,720,000
60	神石高原町井関	1000.42	8,740,000
61	神石高原町井関	1229.36	4,500,000
62	神石高原町井関	1828.87	7,160,000
63	神石高原町井関	680.00	4,530,000
64	神石高原町井関	664.84	4,430,000
65	神石高原町井関	541.71	3,790,000
66	神石高原町井関	577.39	4,520,000
67	神石高原町井関	458.80	3,590,000
68	神石高原町井関	410.79	2,730,000
69	神石高原町井関	315.61	2,100,000
70	神石高原町井関	274.65	2,050,000
71	神石高原町井関	509.02	4,150,000
72	神石高原町井関	296.90	2,070,000

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日規則第26号)

この規則は、平成22年4月28日から施行する。